

静岡東部陸上競技協会表彰規程

【目的】

第1条 静岡東部陸上競技協会（以下「本協会」という）に、顕著な功績があつた者を顕彰するため功労賞を贈与し、本協会の振興に資することを目的とする。

【推薦基準】

第2条 推薦基準は次の通りとする。

- (1) 候補者の年齢は、50歳以上（表彰年度の4月1日現在）とする。
- (2) 審判員登録歴は、10年以上とする。
- (3) 加盟団体からの推薦枠は、概ね1名とする。

【受賞の資格】

第3条 本協会の加盟団体及び常任理事会が推薦した者とする。

- (1) 本協会の運営と振興に著しく功績のあつた者
- (2) 選手指導及び地域の普及に著しく功績のあつた者

【推薦の方法】

第4条 第3条に該当する者があるときは、毎年3月末日までに推薦書に次の事項を記載して本協会会長に提出する。

- (1) 氏名、生年月日、住所
- (2) 所属支部、所属期間、登録期間
- (3) 業績
- (4) 推薦理由
- (5) その他特記すべき事項

【選考並びに決定】

第5条 第4条により推薦された者については、表彰審査委員会で2～3名を選考決定し常任理事会に報告する。

【表彰の時期】

第6条 第5条により選考決定した者の表彰は、毎年度東部選手権大会に行う。

【表彰審査委員会】

第7条 表彰審査委員会は、会長を委員長とし、副会長、正副理事長、審判委員長、事務局長により組織する。

【表彰の制限】

第8条 次の者の表彰は認めない。

- (1) 既に本賞を受賞した者
- (2) 県功労賞を受賞した者

【改 廃】

第9条 本規程の改廃は、常任理事会により改廃し、改廃を公表した後に効力を発する。

附則 本規程は、平成15年4月1日から施行する。

本規程は、平成20年1月1日から施行する。

本規程は、平成25年1月1日から執行する。

注) 上記第4条の本協会会長への提出は、本協会の総務委員長へ提出後、総務委員長が取り纏め本協会会長へ提出となります。